

目次

凡例・用語	3
信書便事業の主な手続等一覧	4

第1章 信書便制度の概要

(1) 信書便法の目的	8
(2) 信書便事業の種類	8
(3) 信書便事業の許可を受けることができない者	8
☆ 信書とは?	9

第2章 一般信書便事業

(1) 一般信書便事業とは	10
・ 一般信書便事業の開始までの手続	11
(2) 一般信書便事業の参入条件	
① 事業の許可	12
② 信書便約款の認可	14
③ 信書便管理規程の認可	15
④ 業務委託、信書便事業者間の協定等の認可	16
⑤ 料金の届出	18

第3章 特定信書便事業

(1) 特定信書便事業とは	20
・ 特定信書便事業の開始までの手続	21
(2) 特定信書便事業の参入条件	
① 事業の許可	22
② 信書便約款の認可	24
③ 信書便管理規程の認可	25
④ 業務委託、信書便事業者間の協定等の認可	26

第4章 参入した信書便事業者が遵守しなければならない事項

(1) 秘密の保護	28
(2) 信書便物であることの表示	28
(3) 還付できない信書便物の措置	28
(4) 事業計画の変更	29
(5) 信書便約款の変更	31
(6) 信書便管理規程の変更	31

第5章 国の監督

(1) 事業計画の遵守命令、事業改善の命令、事業許可の取消し等	32
(2) 報告・立入検査	34

第6章 信書便法令以外の所要の手続

(1) 登録免許税の納付	35
(2) 貨物運送事業に関する諸手続	36

第7章 その他

- (1) 審議会への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- (2) 罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- (3) 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

参考資料

- 信書便法に基づく規律・諸手続一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 民間事業者による信書の送達に関する法律・・・・・・・・・・・・・・46
- 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則・・・・・・・・・・62
- 民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の
爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件・・・・・・・・108
- 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準・・・・・・・・110
- 民間事業者による信書の送達に関する法律関係参照条文・・・・・・・・120
- 信書便事業における許認可に係る標準処理期間・・・・・・・・・・・・130
- 法第30条第1項第2号に規定する事業計画の記載例・・・・・・・・・・・・131
- 規則第37条第2項第4号の特定信書便役務の内容を記載した書類の記載例・・133
- 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款・・・・・・・・・・・・・・136
- 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款・・・・・・・・・・・・・・145
- 標準信書便約款以外の信書便約款の記載例・・・・・・・・・・・・・・154
- 信書便管理規程の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
- 信書に該当する文書に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
- 「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集・・・・・・・・・・・・・・184
- 個人情報の保護に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・189
- 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン・・・・・・・・210
- 信書便事業者に対する税制特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
- 各総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域及び連絡先・・・・230

凡例・用語

【 凡 例 】	
○信書便関係	
「法」又は「信書便法」・・・民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	
「郵便法」・・・・・・・・・・郵便法（昭和22年法律第165号）	
「規則」又は「施行規則」・・・民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）	
「審査基準」・・・・・・・・・・民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）	
※ 内容は、令和6年4月1日現在	
○貨物運送事業関係	
「事業法」・・・・・・・・・・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）	
「利用運送法」・・・・・・・・・・貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）	
「施行規則」・・・・・・・・・・貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）	
「利用運送規則」・・・・・・・・・・貨物利用運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第20号）	
「報告規則」・・・・・・・・・・貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）	
「利用運送報告規則」・・・貨物利用運送事業報告規則（平成2年運輸省令第32号）	
※ 内容は、令和6年4月1日現在	
○その他	
「行審法」・・・・・・・・・・行政不服審査法（平成26年法律第68号）	
「行手法」・・・・・・・・・・行政手続法（平成5年法律第88号）	
「行訴法」・・・・・・・・・・行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）	
※ 内容は、令和6年4月1日現在	

【 用 語 】	
信書	郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書）【P.121】をいう。
信書便	他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
信書便物	信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
一般信書便事業	信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務【P.10】を含むものをいう。
一般信書便事業者	一般信書便事業を営むことについて法第6条の許可を受けた者をいう。
特定信書便事業	信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便役務【P.20】のみであるものをいう。
特定信書便事業者	特定信書便事業を営むことについて法第29条の許可を受けた者をいう。
外国信書便事業者	外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。

信書便事業の主な手続等一覧

《信書便事業の開始までの手続》

◎ 事前相談

信書便事業に関するお問い合わせや申請に関するご相談は、巻末【P. 230】の連絡先をご覧ください、最寄りの総合通信局・沖縄総合通信事務所の信書便監理室又は総務省までご連絡ください。

○ 相談の例

《信書関係》

- ・ 信書とは何か？
- ・ このような事業をしたいが許可を受ける必要はあるか？

《手続関係》

- ・ 申請書はどう書けばよいか？
- ・ 添付書類はどう作ればよいか？
- ・ 将来、業務拡張する時の手続は？

《参入・事業形態関係》

- ・ 全国で何社参入しているか？
- ・ どの地域に参入しているか？
- ・ ビジネスモデルの例を知りたい。

《周知関係》

- ・ 説明会の開催予定を知りたい。
- ・ 簡単なパンフレットがほしい。



1 申請

① 信書便事業の許可申請書類

【一般信書便事業 P. 13～14、
特定信書便事業 P. 22～23】

② 信書便約款の認可申請書類

【一般信書便事業 P. 15、
特定信書便事業 P. 24】

③ 信書便管理規程の認可申請書類

【一般信書便事業 P. 15～16、
特定信書便事業 P. 25】

特定信書便事業は、①～③を同時に申請することができます。また、ひとまず①で許可を取得した後に、②及び③の申請をすることもできます。



○ 貨物運送事業に関する書類

信書便物の送達に自動車等の輸送手段を使用する場合、国土交通大臣の許可等が必要となります。

既に貨物運送事業を営んでいる場合は貨物運送事業に係る許可証等の写し等を添付していただきます。

また、信書便物を送達するために新規に貨物運送事業を始める場合は、貨物運送事業許可申請書の写し等を添付していただきます。

【P. 36～39】

2 審査及び許可・認可

申請書が受理されると、総務省において審査を行い、審査結果を審議会に諮問します。

審議会から許可・認可を適当とする旨の答申がなされた後、許可・認可されます。

申請から許可・認可までの標準処理期間は1～2か月です。【P. 130】

○事業開始までの手続の流れ

【一般信書便事業 P. 11、
特定信書便事業 P. 21】

○事業の許可基準

【一般信書便事業 P. 12～13、
特定信書便事業 P. 22】

○信書便約款の認可基準

【一般信書便事業 P. 14、
特定信書便事業 P. 24】

○信書便管理規程の認可基準

【一般信書便事業 P. 15、
特定信書便事業 P. 25】



総務省



3 事業開始

許可・認可の証として、許可状及び認可通知書が交付されます。

併せて、事業許可に係る登録免許税の納付に関する通知書も交付されますので、当該通知書に従い、期限までに納付する等、所定の手続を行ってください。【P. 35】

事業を開始したら、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。【P. 44】

なお、事業開始当初から業務の一部の委託や他の信書便事業者との協定等を行う場合は、事業開始の前に認可を受けなければなりません。

【一般信書便事業 P. 16～18、
特定信書便事業 P. 26～27】

事業の実施に当たっては、信書の秘密の保護とともに、個人情報の適正な取扱いの確保を図る必要があります。

【信書の秘密の保護 P. 28、
個人情報の保護 P. 41～42】

※ 一般信書便事業者は、このほかに、料金設定に関する届出をその実施予定日の30日前までにしなければなりません。【P. 18～19】

～次頁《信書便事業の開始後の手続》へ続く～

《信書便事業の開始後の手続》

認可・届出が必要な事項

事業開始後、新サービスを追加して許可時の事業計画を変更しようするとき、業務の一部委託をしようするとき又は事業者の名称等に変更が生じたときなど、さまざまなケースで認可又は届出の手続が必要になります。

- 事業計画を変更する場合
事業計画の変更の認可【P. 29】
又は届出【P. 30】
- 信書便約款を変更する場合
信書便約款の変更の認可【P. 31】
- 信書便管理規程を変更する場合
信書便管理規程の変更の認可【P. 31】
- 業務委託や他社との協定等を行う場合
業務の委託の認可、
他の信書便事業者との協定・契約の認可
【一般信書便事業 P. 16～18、
特定信書便事業 P. 26～27】
- 事業を譲渡・譲受する場合
事業の譲渡譲受の認可【P. 44】
- 法人を合併・分割する場合
法人の合併・分割の認可【P. 44】
- 氏名・名称及び住所等を変更した場合
氏名等の変更の届出【P. 44】
- 法人の役員等を変更した場合
役員又は社員の変更の届出【P. 44】

など

定期的な報告

毎年、2つの報告書（事業報告書・事業実績報告書）の提出が必要です。

事業報告書【P. 34】は毎事業年度の経過後 100 日以内に、経営形態等を記載し、提出していただきます。

事業実績報告書【P. 34】は7月 10 日までに、前年4月 1 日から当年3月 31 日までの期間の信書便物の取扱実績（※）等を記載し、提出していただきます。

※ 自社サービスでの引受け分のみが対象です（委託、協定等に基づく他社サービスの取扱いは含みません）。



検査等の実施

初めて信書便物の引受けがあった年度の翌年度に、信書便事業者の事務所等への立入検査を行います。

この他にも、信書便法の施行に必要な限度において、信書便事業者に報告を求めたり、立入検査を行うことがあります。

○検査等【P. 34】

許可の取消し・事業停止の命令等

信書便事業者が法令の規定に違反していると認められるとき又は信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、事業計画の遵守命令、事業改善の命令、事業停止の命令及び許可の取消し等を行うことがあります。

○不利益処分【P. 32】



信書便事業の休止・廃止

一般信書便事業を休止又は廃止しようとするときは、事前に許可を受けなければならない。特定信書便事業を休止又は廃止したときは、休廃止した日から30日以内に届け出なければなりません。

○一般信書便事業の休廃止の許可【P. 44】

○特定信書便事業の休廃止の届出【P. 44】

第1章 信書便制度の概要

(1) 信書便法の目的

信書便法の目的は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」こととされています。

これは、従来、国家独占とされてきた信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。

(2) 信書便事業の種類

信書便事業には、「一般信書便事業」【P. 10】と「特定信書便事業」【P. 20】の二つの種類があります。

これらの事業の許可を受けた者が信書便物の送達を行う場合には、日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることを禁止する規定（郵便法第4条第2項）は適用しないこととされています（信書便法第3条）。

【参照条文】 信書便法第3条【P. 47】 郵便法第4条【P. 121】

(3) 信書便事業の許可を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、信書便事業の許可を受けることができません。

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前60日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
- ③ 法人であって、その役員のうち①②のいずれかに該当する者のあるもの

【参照条文】 信書便法第8条【P. 47～48】

☆ 信書とは？

「信書」は通信の一手段であり、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されています（郵便法第4条）。通信手段であることから、通信の秘密の保護について、特に守らなければならないルールが設けられています。【P. 28】

「信書」の身近な例としては、はがきや手紙などが挙げられますが、その他にも請求書や各種証明書、一部のダイレクトメールなど、下の表の左側の欄に示されているものが該当します。（詳細は、「信書に該当する文書に関する指針」【P. 180～183】及びQ&A集【P. 184～188】をご参照ください。）

信書に該当する文書の例	信書に該当しない文書の例
<p>■書状 【類例】手紙、はがき</p> <p>■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、◇レセプト（診療報酬明細書等）、◇推薦書、◇注文書、◇年金に関する通知書・申告書、◇確定申告書、◇給与支払報告書</p> <p>■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書</p> <p>■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含みます。</p> <p>■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、◇健康保険証、◇登記簿謄本、◇車検証、◇履歴書、◇産業廃棄物管理票、◇保険証券、◇振込証明書、◇輸出証明書、◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書</p> <p>■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</p>	<p>■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、◇講習会配布資料、◇作文、◇研究論文、◇卒業論文、◇裁判記録、◇図面、◇設計図面</p> <p>■カタログ</p> <p>■小切手の類 【類例】手形、株券、◇為替証書</p> <p>■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット</p> <p>■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券</p> <p>■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード</p> <p>■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード</p> <p>■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</p> <p>■その他 ◇説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート</p>

◇は個々の相談事例において判断されたもの。

第2章 一般信書便事業（全国全面参入型）

(1) 一般信書便事業とは

「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいいます。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm以下、30cm以下及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則4日以内に送達する信書便の役務をいいます。

一般信書便事業者は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりません。他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業者の取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでもかまいません。

一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

◎一般信書便役務（必須）

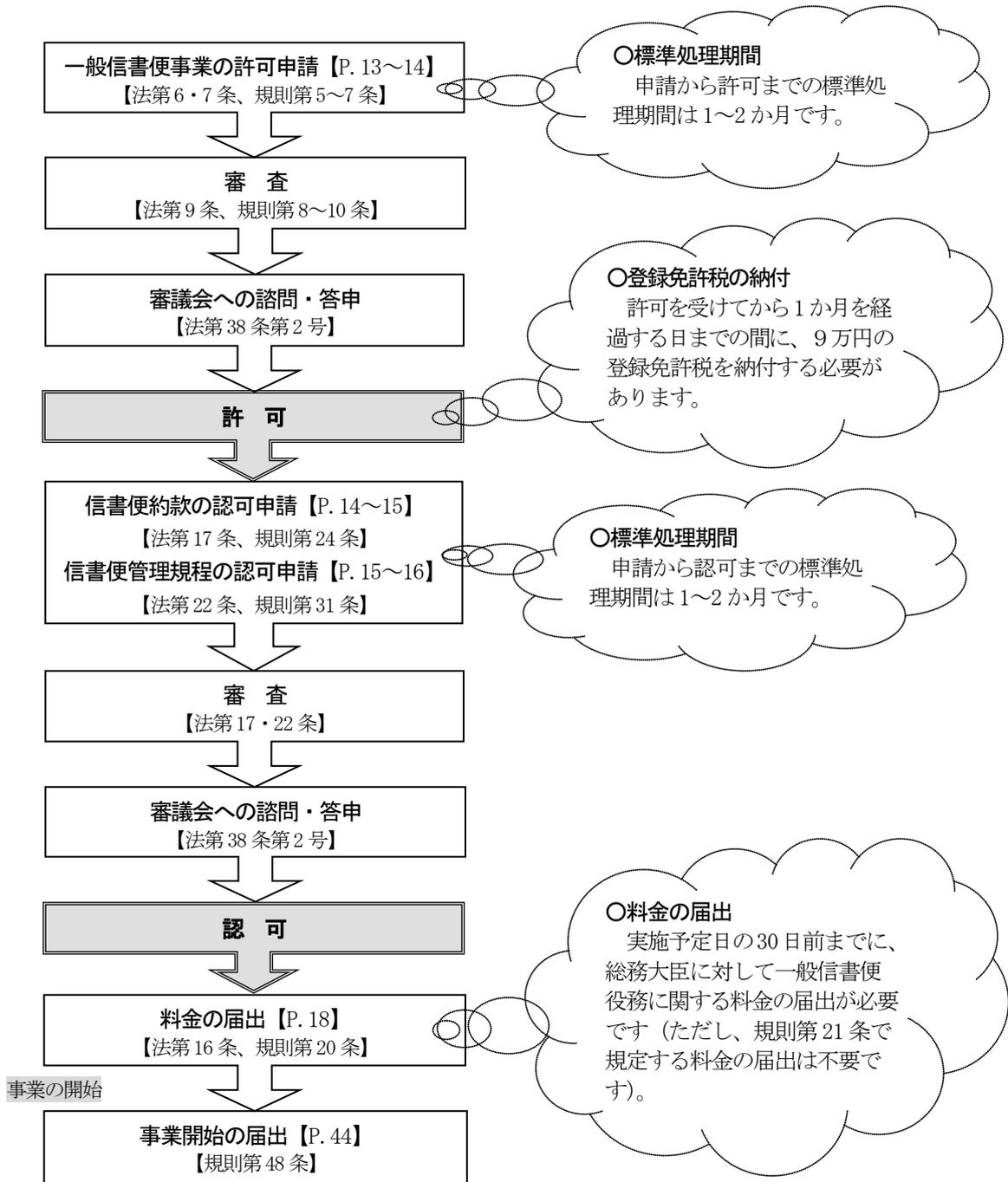
長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則4日以内に送達する役務



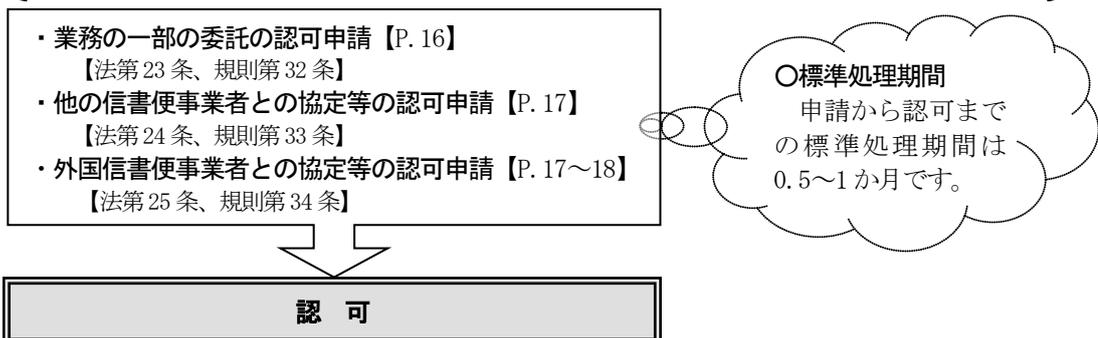
◎その他の信書便役務（任意）

例：長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達

〈一般信書便事業の開始までの手続〉



〔事業開始当初から業務の一部委託や他の信書便事業者との協定等を行う場合には、事業開始の前に以下の手続も必要となります。〕



(2) 一般信書便事業の参入条件

一般信書便事業を営むためには、総務大臣から、事業の許可、信書便約款の認可及び信書便管理規程の認可を受けなければなりません。

① 事業の許可

一般信書便事業を営もうとする者は、一般信書便事業としての適切な事業計画と事業遂行能力を有する必要があります。このため、信書便物の引受け・配達の方法などを明記した事業計画、事業収支見積書などを提出して、総務大臣の許可を受けなければならないこととされています。

[許可基準]

- i) その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- ii) その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準（注1）に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準（注2）に適合する信書便物の引受けの方法
 - ロ 一週間につき五日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準（注3）に適合する信書便物の配達の方法
- iii) i)、ii)の他その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- iv) その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(注1) 信書便差出箱の基準（規則第8条）

- ① 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- ② 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
- ③ 外観が他の信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。
- ④ 信書便差出箱の見やすい所にその信書便差出箱を設置した信書便事業者の氏名等・標章、利用することができる日時、収集時刻の表示をしたものであること。

(注2) 信書便物の引受けの方法の基準（規則第9条）

市町村等ごとに以下に掲げる区分に応じて計算した数以上の信書便差出箱を各市町村等内に満遍なく設置すること。（人口は公表された最近の国勢調査の結果によることとされています。）

市町村等区分	差出箱数
政令指定都市及び東京都の特別区	人口 × 0.0005
人口が10万人以上の市	人口 × 0.0006
人口が2万5千人以上10万人未満の市町村	人口 × 0.0008

人口が2万5千人未満の市町村	人口 × 0.0012
過疎地の市町村	人口 × 0.0019

(注3) 信書便物の配達の方法の基準（規則第10条）

いわゆる祝日法【P.121】による休日や年末年始の休日等を除き、一日一回以上は配達すること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書（規則第5条、規則様式第1【P.78】） ※押印は不要です。

記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 次に掲げる事項を記載した事業計画
 - i) 信書便物の引受けの方法
 - a) 信書便差出箱の構造及び外観
 - b) 信書便差出箱の設置の方針
 - c) 信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件
 - d) 信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法
 - ii) 信書便物の配達の方法
 - a) 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日
 - b) 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法
 - iii) 一般信書便物の送達日数
 - iv) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名
- ③ 他に事業を行っているときは、その事業の種類

(2) 添付書類（規則第7条）

- ① 事業収支見積書（規則様式第2【P.79】）
- ② 信書便管理規程の概要を記載した書類
- ③ 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- ④ 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- ⑤ 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- ⑥ 事業開始予定の日を記載した書類

- ⑦ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(規則様式第3【P. 80～81】)
- ⑧ 国際信郵便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
- ⑨ 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
 - i) 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ii) 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - iii) ii) 以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - iv) 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - v) 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - vi) 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
- ⑩ 法第8条各号に該当しないことを示す書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第6条・第7条、第9条 【P. 47～48】
 - ・ 施行規則 第5条～第10条 【P. 62～64、P. 78～81】
 - ・ 審査基準 第3条・第4条 【P. 110～113】
- (なお、審査基準で引用する郵便法施行規則・関税法 → 【P. 126～127】)

② 信書便約款の認可

信書便の役務の提供条件は、利用者に過大な契約上の責任を負わせるものであったり、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはなりません。

このため、一般信書便事業者は、信書便の役務の提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

[認可基準]

- i) 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- ii) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

また、脱法的営業行為を防止するため、信書便約款によらない役務の提供を禁止しており、事業の適正な運営を確保するために必要がある場合には、総務大臣は信書便約款の変更を命ずることができることとされています。

なお、一般信書便事業者は、認可を受けた信書便約款を営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、ウェブサイトに掲載しなければならないこととされています。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書 (規則第 24 条、規則様式第 13 【P.91】) ※押印は不要です。

(2) 添付書類 (規則第 24 条)

- ・ 設定の場合：信書便約款
- ・ 変更の場合：信書便約款の新旧対照表
- ・ 信書便約款に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

- ① 信書便の役務の名称及び内容
- ② 信書便物の引受けの条件
- ③ 信書便物の配達条件
- ④ 信書便物の転送及び還付の条件
- ⑤ 信書便物の送達日数
- ⑥ 信書便の役務に関する料金の収受及び払戻しの方法
- ⑦ 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- ⑧ その他信書便約款の内容として必要な事項

(注) 認可不要事項 (規則第 25 条)

次の提供条件については信書便約款の認可を要しません。

- ① 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- ② 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 17 条～第 19 条 【P. 49～50】
- ・ 施行規則 第 24 条～第 26 条 【P. 67、P. 91】
- ・ 審査基準 第 11 条・第 12 条 【P. 114】

(なお、審査基準で引用する郵便法・消費者契約法 → 【P. 126～127】)

③ 信書便管理規程の認可

一般信書便事業者は、他人の信書の送達を行うことから、その取扱中に係る信書便物の秘密の保護を図る必要があります。

このため、一般信書便事業者は、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

[認可基準]

一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書 (規則第 31 条、規則様式第 14 【P.92】) ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第 31 条）

- ・ 設定の場合：信書便管理規程
- ・ 変更の場合：信書便管理規程の新旧対照表
- ・ 信書便管理規程に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

- ① 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - i) 信書便の業務の監督
 - ii) 顧客の情報及び信書便物の管理
- ② 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ③ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- ④ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 22 条 【P. 50】
- ・ 施行規則 第 31 条 【P. 68、P. 92】
- ・ 審査基準 第 13 条・第 14 条 【P. 114～115】
(なお、審査基準で引用する刑事訴訟法 → 【P. 127～128】)

④ 業務委託、信書便事業者間の協定等の認可

信書便の業務の一部を委託したり、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書の送達の事業を行う場合には、信書の秘密の保護その他利用者の保護の観点から、業務委託先、協定又は契約先についても信書送達役務に係る規律への適合を確保し、利用者に対する責任関係を明確にする必要があります。

このため、「信書便の業務の一部を委託しようとするとき」、「他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするとき」は、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

【業務の一部委託について】

[認可基準]

- i) 当該委託を必要とする特別の事情があること。
- ii) 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

【申請に必要な書類】 ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書（規則第 32 条、規則様式第 15 【P. 93】） ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第 32 条）

- ① 受託者が法第 8 条各号に該当しないことを示す書類
- ② 委託契約書の写し
- ③ 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 23 条 【P. 50】
- ・ 施行規則 第 32 条 【P. 68、P. 93】
- ・ 審査基準 第 15 条・第 16 条 【P. 115】

【他の信書便事業者との協定等について】

[認可基準]

- i) 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- ii) 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書 (規則第 33 条、規則様式第 16 【P. 94】) ※押印は不要です。

- (2) 添付書類 (規則第 33 条)
 - ① 協定書又は契約書の写し
 - ② 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 24 条 【P. 50】
- ・ 施行規則 第 33 条 【P. 68、P. 94】
- ・ 審査基準 第 17 条・第 18 条 【P. 115～116】

【外国信書便事業者との協定等について】

[認可基準]

- i) 外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。
- ii) 当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。
- iii) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- iv) 外国信書便事業者が信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。
- v) 当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書 (規則第 34 条、規則様式第 17 【P. 95】) ※押印は不要です。

- (2) 添付書類 (規則第 34 条)
 - ① 協定書又は契約書の写し
 - ② 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
 - i) 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して

信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

- ii) 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 25 条 【P. 51】
- ・ 施行規則 第 34 条 【P. 69、P. 95】
- ・ 審査基準 第 19 条・第 20 条 【P. 116】

(なお、審査基準で引用する関税法 → 【P. 127】)

⑤ 料金の届出

一般信書便役務の料金は、例えば、採算性の低い地域又は小口の利用者に対して高額な料金を設定し、実質的に利用を排除するようなものであってはなりません。このため、一般信書便役務に関する料金は、事前届出制とされ、次に掲げる i) から iv) までの要件に適合するものでなければならないこととされています。

ただし、一般信書便物の送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金は届出の必要はありません。

- i) 配達地により異なる額が定められていないこと。
- ii) 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、重量が 25 g 以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額 (84 円) を超えないものであること。
- iii) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- iv) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

なお、届け出た料金は営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、ウェブサイトに掲載しなければならないこととされています。また、上記の i) から iv) までの要件に適合するものでない場合には、総務大臣は料金の変更を命ずることができるとされています。

[届出に必要な書類] ※電子メールによる届出も可能です。

- **届出書** (規則第 20 条、規則様式第 12 【P. 90】) **※押印は不要です。**

記載事項は以下のとおりです。

- ① 料金を適用する期間 (限定する場合に限る。) 並びに料金の種類、額及び適用方法 (変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)
- ② 実施予定日
- ③ 変更の届出の場合にあっては、変更を必要とする理由

※ ①に関して、一般信書便物の送達の役務に付加する役務 (付加役務) を提供する場合には、一般信書便物の送達の役務に係る料金 (送達料金) と付加役務に係る料金を区分して記載しなければなりません (規則第 20 条第 2 項)。

[参照条文]

- 信書便法 第 16 条、第 18 条、第 27 条 【P. 49~51】
- 施行規則 第 20 条~第 23 条、第 26 条 【P. 66~67、P. 90】

第3章 特定信書便事業（特定サービス型）

(1) 特定信書便事業とは

「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいいます。

「特定信書便役務」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務をいいます。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）
- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）
- ③ 料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令(注)で定める額を超えるもの（3号役務）

(注) 国内における信書便の役務 800円

国際信書便の役務 地帯別・重量別に制定【P. 75～77】

※ 引受地が外国にある場合における外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日の基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行います。

これらの役務の範囲であれば、役務の種類は自由に組み合わせることができます。例えば、1号役務のうち73cmを超える信書便物の送達のみを提供することや1号役務から3号役務までのすべてを提供することなどができます。

なお、提供役務の種類を追加・変更する場合には、事業計画の変更手続等【P. 29～31】が必要です。

特定信書便事業

以下の3つの特定信書便役務のうち、いずれかに該当する「特定サービス型」の事業

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）



- ② 信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）



- ③ 料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(※)を超えるもの（3号役務）

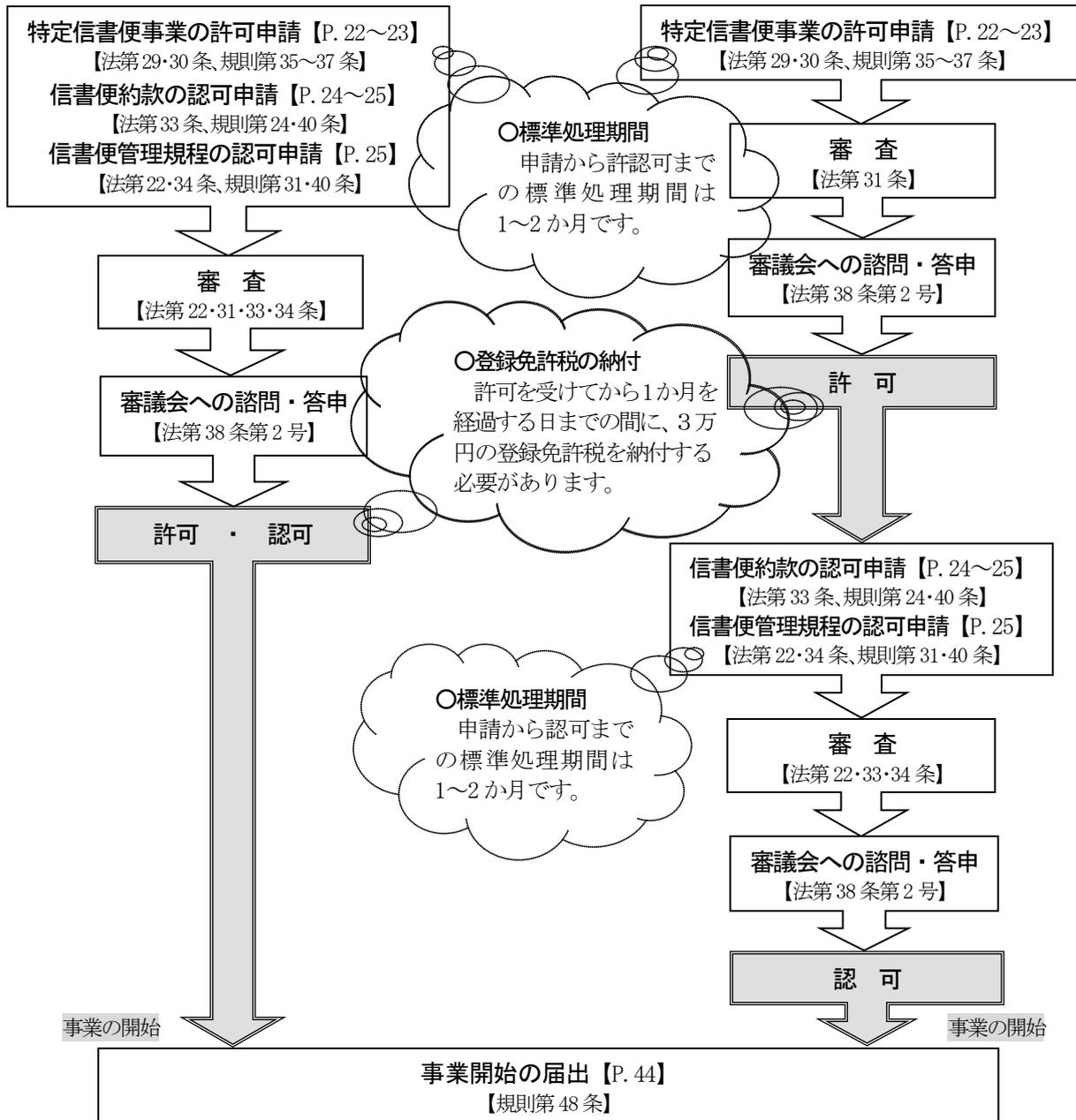
※ 国内における役務は800円（消費税を含みます）



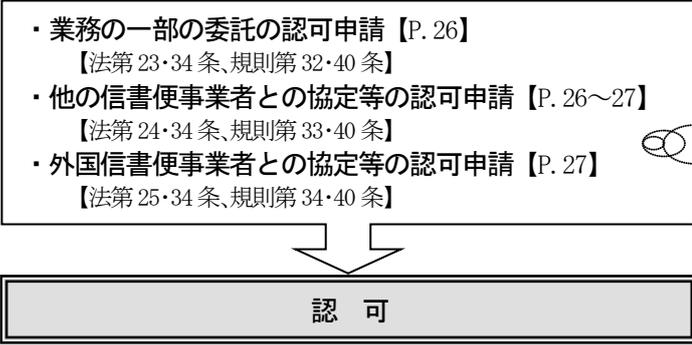
〈特定信書便事業の開始までの手続〉

許可及び認可を同時に申請する場合

許可及び認可を同時に申請しない場合



事業開始当初から業務の一部委託や他の信書便事業者との協定等を行う場合には、事業開始の前に以下の手続も必要となります。



標準処理期間
申請から認可までの標準処理期間は0.5～1か月です。

(2) 特定信書便事業の参入条件

特定信書便事業を営むためには、総務大臣から、事業の許可、信書便約款の認可及び信書便管理規程の認可を受ける必要があります。

① 事業の許可

特定信書便事業を営もうとする者は、特定信書便事業としての適切な事業計画と事業遂行能力を有する必要があります。このため、提供する役務の種類や信書便物の引受け・配達の方法などを明記した事業計画、事業収支見積書などを提出して、総務大臣の許可を受けなければならないこととされています。

[許可基準]

- i) その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- ii) i)の他その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- iii) その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書 (規則第 35 条、規則様式第 18 [P. 96]) ※押印は不要です。

記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 次に掲げる事項を記載した事業計画
 - i) 特定信書便役務の種類
 - ii) 信書便物の引受けの方法
 - iii) 信書便物の配達の方法
 - iv) 法第 2 条第 7 項第 2 号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、i) から iii) までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項
 - a) 提供区域又は区間
 - b) 信書便物の送達に用いる送達手段
 - c) 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

※ (c) の記載例) 信書便物が差し出された時から 3 時間以内に送達するという役務の特性にかんがみ、信書便物の送達に当たって遵守すべき道路交通法の規定及び同法に基づく命令のうち特に次に掲げる事項を遵守して信書便物を送達すること。

 - ・ 道路交通法第 22 条の 2 第 1 項に規定する最高速度違反行為の防止
 - ・ 同法第 66 条の 2 第 1 項に規定する過労運転の防止
 - ・ 同法第 75 条第 1 項第 7 号に規定する自動車を離れて直ちに運転できない状態にする行為の防止
 - ・ 同法第 74 条の 3 に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施 - v) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名
- ③ 他に事業を行っているときは、その事業の種類

(2) 添付書類（規則第 37 条）

- ① 事業収支見積書（規則様式第 2 【P. 79】）
- ② 信書便管理規程の概要を記載した書類（信書便管理規程の認可の申請と同時に行う場合は不要。）
- ③ 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- ④ 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- ⑤ 特定信書便役務の内容を記載した書類
- ⑥ 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- ⑦ 事業開始予定の日を記載した書類
- ⑧ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（規則様式第 3 【P. 80～81】）
- ⑨ 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
- ⑩ 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
 - i) 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ii) 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - iii) ii) 以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - iv) 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - v) 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - vi) 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
- ⑪ 法第 8 条各号に該当しないことを示す書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 29 条～第 31 条 【P. 51】
- ・ 施行規則 第 35 条～第 37 条 【P. 69～70、P. 79～81、P. 96】
- ・ 審査基準 第 21 条・第 22 条 【P. 116～117】
(なお、審査基準で引用する道路交通法・関税法 → 【P. 127～129】)

② 信書便約款の認可

信書便の役務の提供条件は、利用者に過大な契約上の責任を負わせるものであったり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはなりません。

このため、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

なお、特定信書便事業者が、総務大臣の公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、その信書便約款は認可を受けたものとみなされます。

【標準信書便約款はP. 136～153 参照】

[認可基準]

- i) 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- ii) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

また、脱法的営業行為を防止するため、信書便約款によらない役務の提供を禁止しており、事業の適正な運営を確保するために必要がある場合には、総務大臣は信書便約款の変更を命ずることができることとされています。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書（規則第24条（第40条により準用）、規則様式第13【P. 91】） ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第24条（第40条により準用））

- ・ 設定の場合：信書便約款
- ・ 変更の場合：信書便約款の新旧対照表
- ・ 信書便約款に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例はP. 154～171 参照】

- ① 信書便の役務の名称及び内容
- ② 信書便物の引受けの条件
- ③ 信書便物の配達の条件
- ④ 信書便物の転送及び還付の条件
- ⑤ 信書便物の送達日数
- ⑥ 信書便の役務に関する料金の収受及び払戻しの方法
- ⑦ 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- ⑧ その他信書便約款の内容として必要な事項

(注) 認可不要事項（規則第25条（第40条により準用））

次の提供条件については信書便約款の認可を要しません。

- ① 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- ② 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 33 条、第 19 条（第 34 条により準用） 【P. 50、P. 52】
 - ・ 施行規則 第 24 条・第 25 条（第 40 条により準用） 【P. 67、P. 70、P. 91】
 - ・ 審査基準 第 11 条・第 12 条（第 23 条により一部準用） 【P. 114、P. 117】
- （なお、審査基準で引用する郵便法・消費者契約法 → 【P. 126～127】）

③ 信書便管理規程の認可

特定信書便事業者は、他人の信書の送達を行うことから、その取扱中に係る信書便物の秘密の保護を図る必要があります。

このため、特定信書便事業者は、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

[認可基準]

特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書（規則第 31 条（第 40 条により準用）、規則様式第 14 【P. 92】） ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第 31 条（第 40 条により準用））

- ・ 設定の場合：信書便管理規程
- ・ 変更の場合：信書便管理規程の新旧対照表
- ・ 信書便管理規程に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例は P. 172～179 参照】

- ① 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - i) 信書便の業務の監督
 - ii) 顧客の情報及び信書便物の管理
- ② 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ③ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- ④ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 22 条 (第 34 条により準用) 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 31 条 (第 40 条により準用) 【P. 68、P. 70、P. 92】
- ・ 審査基準 第 13 条・第 14 条 (第 28 条により準用) 【P. 114～115、P. 117】
(なお、審査基準で引用する刑事訴訟法 → 【P. 127～128】)

④ 業務委託、信書便事業者間の協定等の認可

信書便の業務の一部を委託したり、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書の送達の事業を行う場合には、信書の秘密の保護その他利用者の保護の観点から、業務委託先、協定又は契約先についても信書送達役務に係る規律への適合を確保し、利用者に対する責任関係を明確にする必要があります。

このため、「信書便の業務の一部を委託しようとするとき」、「他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするとき」は、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

【業務の一部委託について】

[認可基準]

- i) 当該委託を必要とする特別の事情があること。
- ii) 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

【申請に必要な書類】 ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書 (規則第 32 条 (第 40 条により準用)、規則様式第 15 【P. 93】) ※押印は不要です。
- (2) 添付書類 (規則第 32 条 (第 40 条により準用))
 - ① 受託者が法第 8 条各号に該当しないことを示す書類
 - ② 委託契約書の写し
 - ③ 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 23 条 (第 34 条により準用) 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 32 条 (第 40 条により準用) 【P. 68、P. 70、P. 93】
- ・ 審査基準 第 15 条・第 16 条 (第 29 条により準用) 【P. 115、P. 118】

【他の信書便事業者との協定等について】

[認可基準]

- i) 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- ii) 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

【申請に必要な書類】 ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書 (規則第 33 条 (第 40 条により準用)、規則様式第 16 【P. 94】) ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第 33 条（第 40 条により準用））

- ① 協定書又は契約書の写し
- ② 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 24 条（第 34 条により準用） 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 33 条（第 40 条により準用） 【P. 69、P. 70、P. 94】
- ・ 審査基準 第 17 条・第 18 条（第 30 条により準用） 【P. 115～116、P. 118】

【外国信書便事業者との協定等について】

[認可基準]

- i) 外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。
- ii) 当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。
- iii) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- iv) 外国信書便事業者が信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書（規則第 34 条（第 40 条により準用）、規則様式第 17 【P. 95】） ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第 34 条（第 40 条により準用））

- ① 協定書又は契約書の写し
- ② 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
 - i) 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - ii) 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 25 条（第 34 条により準用） 【P. 51～52】
- ・ 施行規則 第 34 条（第 40 条により準用） 【P. 69～70、P. 95】
- ・ 審査基準 第 19 条・第 20 条（第 31 条により一部準用） 【P. 116、P. 118】
(なお、審査基準で引用する関税法 → 【P. 127】)

第4章 参入した信書便事業者が遵守しなければならない事項

(1) 秘密の保護

憲法は第21条で表現の自由を保障しており、その一環として同条第2項において検閲の禁止と通信の秘密の侵害の禁止を定めています。この規定を踏まえ、信書便法には一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲の禁止が定められている（第4条）ほか、信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密の侵害の禁止が定められています（第5条第1項）。また、信書便の業務に従事する者は、その業務上、他人の秘密を容易に知り得る立場にあることから、信書便物に関して知り得た他人の秘密を（退職後においても）守らなければならないこととされています（同条第2項）。

なお、信書の秘密を侵した者には、信書便法第44条・第45条により罰則が適用されます。

☆ 守らなければならない秘密は、以下のとおりです。

信書の秘密	信書便物について知り得た他人の秘密
信書の内容 差出人・受取人の住所・氏名 その他信書に関する一切の事項	信書の内容 差出人・受取人の住所・氏名 信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数 その他通信の構成要素のすべて

これらについて、差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。（例えば、受取人の転居情報を承諾なしに差出人に知らせることはできません。）また、捜査機関からの公文書による照会であっても、裁判所の正規の令状によらない限りは、応答することはできません。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第4条・第5条、第44条・第45条 【P. 47、P. 54】

(2) 信書便物であることの表示

取扱中の信書便物については、信書便物の秘密の保護等に配慮した適正な取扱いが必要となるため、保護対象としての信書便物であることを明確に識別可能とし、また、信書便物を取り扱う信書便事業者の責任を明確なものとするため、信書便事業者に対し、信書便物の表面の見やすい所にその事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示する義務を課しています。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第20条、第34条 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第27条・第28条、第40条 【P. 67～68、P. 70】

(3) 還付できない信書便物の措置

信書の秘密の保護を図りつつ、信書による通信の成立を促し、又は成立していない旨の差出人への通知を可能とする観点から、「受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができ

ないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができ、また、「当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない」こととされています。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 21 条、第 34 条 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 29 条・第 30 条、第 40 条 【P. 68、P. 70】

(4) 事業計画の変更

提供する役務の種類や信書便物の引受け・配達条件などを明記した事業計画は信書便事業を営む基礎となるものであることから、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。ただし、改めて審査をする必要のない軽微な事項【P. 30】の変更については、変更後遅滞なく届け出れば足りることとされています。

[認可基準] 許可の基準と同じです。【一般信書便事業：P. 12、特定信書便事業：P. 22】

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) **申請書**（規則第 12 条、第 40 条、規則様式第 5 【P. 83】） ※押印は不要です。

記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 変更事項 ③ 変更内容 ④ 変更年月日 ⑤ 変更の理由

(2) **添付書類**（規則第 12 条、第 40 条）

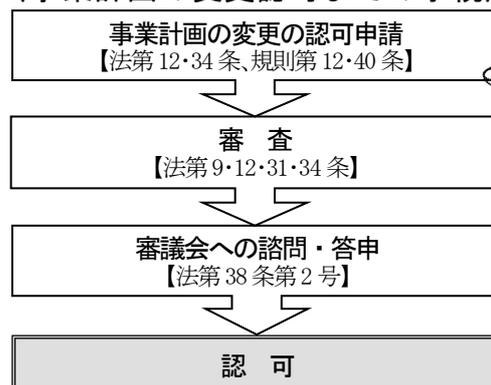
規則第 7 条（一般信書便事業）又は規則第 37 条（特定信書便事業）に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付（P. 13～14、P. 23 参照）

※ 2号役務の提供区域の拡大や役務の追加の際には、事業収支見積書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 9 条、第 12 条、第 31 条、第 34 条 【P. 48、P. 51～52】
- ・ 施行規則 第 12 条、第 40 条 【P. 64、P. 70、P. 83】
- ・ 審査基準 第 5 条、第 24 条 【P. 113、P. 117】

〈事業計画の変更認可までの手続〉



○標準処理期間

申請から認可までの標準処理期間は1～2か月です。

○ 事業計画の変更のうち届出で足りる軽微な事項

【一般信書便事業】

- ・ 規則第9条第1号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更
- ・ 一般信書便役務の送達日数が法第2条第4項第2号に規定する日数及び第3条に規定する日数を超えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更
- ・ 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日の変更
- ・ 法第2条第4項第2号に規定する日数及び第3条に規定する日数を超えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更
- ・ 法第6条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第12条第1項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る規則第7条第2項第7号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあつては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

【特定信書便事業】

- ・ 特定信書便役務の種類減少及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
- ・ 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る。）
- ・ 法第29条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第34条において準用する法第12条第1項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る規則第37条第2項第8号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあつては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

【届出に必要な書類】 ※電子メールによる届出も可能です。

- (1) 届出書（規則第13条、第39条、規則様式第6【P.84】） ※押印は不要です。
記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
② 変更事項 ③ 変更内容 ④ 変更年月日 ⑤ 変更の理由

(2) 添付書類（規則第12条、第39条）

規則第7条（一般信書便事業）又は規則第37条（特定信書便事業）に掲げる書類のうち、事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付（P.13～14、P.23参照）

【参照条文】

- ・ 信書便法 第12条、第34条 【P.48、P.52】
- ・ 施行規則 第13条、第39条 【P.64～65、P.70、P.84】

(5) 信書便約款の変更

信書便約款は、信書の秘密の保護をはじめとする信書の送達役務に本質的な提供条件について定めることとされており、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

申請に必要な書類については、一般信書便はP. 15 を、特定信書便はP. 24 を参照してください。

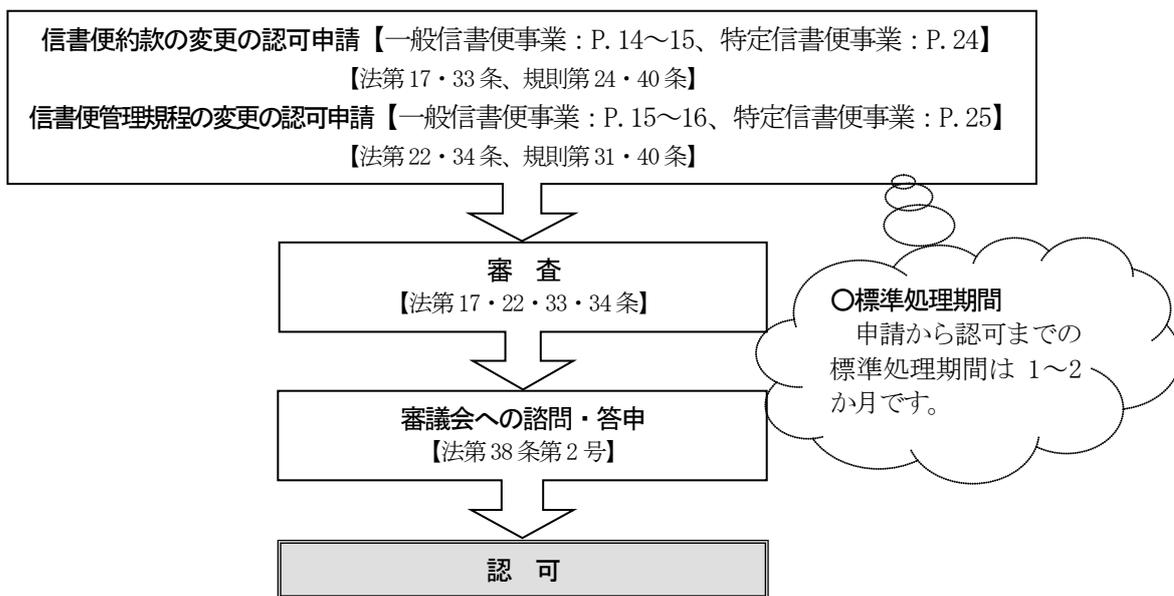
なお、特定信書便事業者が、既に定めている信書便約款を、総務大臣の公示した標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款は認可を受けたものとみなされます。

【標準信書便約款はP. 136～153 参照】

(6) 信書便管理規程の変更

信書便管理規程は、信書便物の秘密を保護するため信書便の業務の管理に関する事項について定めることとされており、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

申請に必要な書類については、一般信書便はP. 15～16 を、特定信書便はP. 25 を参照してください。



第5章 国の監督

(1) 事業計画の遵守命令、事業改善の命令、事業許可の取消し等

総務大臣は、信書便事業者が許可を受けた事業計画を遵守せずに業務を行っていると認められるときには、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができるとされています。

また、信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、信書便事業者に対して、次に掲げる事項を命ずることができるとされています。

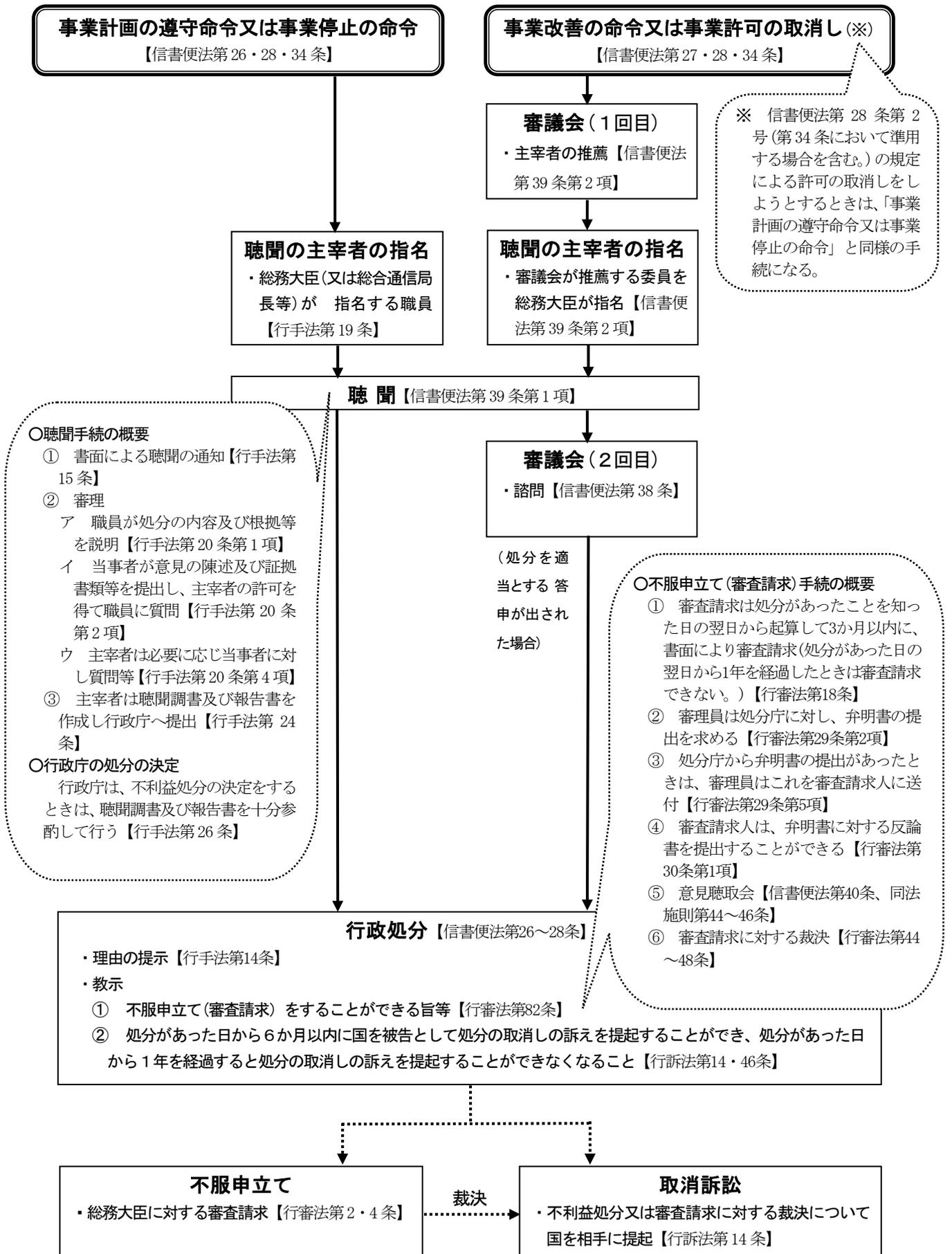
- ① 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- ② 一般信書便役務に関する料金が法第16条第2項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。
- ③ その他事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

さらに、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は信書便事業の許可を取り消すことができるとされています。

- ① 信書便法若しくは信書便法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- ② 信書便事業の許可を受けることができない者として信書便法に規定する欠格事由に該当するに至ったとき。

【参照条文】 信書便法 第26条～第28条、第34条 **【P.51～52】**

〈信書便法第 26 条～第 28 条に規定する不利益処分に関する手続〉



(2) 報告・立入検査

総務大臣は、信書便法の施行に必要な限度において、信書便事業者に対し、その事業に関し報告を求めると、または、その職員に、信書便事業者の事務所等に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるとされています。

① 定期報告 ※電子メールによる報告も可能です。

報告の種類	提出書類	提出期限
事業報告書	・事業概況報告書（規則様式第20【P.98～99】） ※押印は不要です。 ・貸借対照表 ・損益計算書	毎事業年度の経過後100日以内
事業実績報告書	・信書便事業実績報告書（規則様式第21【P.100～101】） ※押印は不要です。	毎年7月10日

② 検査等

検査等の種類	概要	対象事業者
新規事業者検査	事業開始(※)後、初めて信書便物の引受けがあった信書便事業者に対して、初引き受けのあった年度の翌年度に実施する検査 ※ 事業の譲受け、法人の合併若しくは分割による事業の承継又は事業の相続を含む	一般信書便事業者 特定信書便事業者
計画検査	一般信書便事業者に対して、新規事業者検査の翌年度以降に実施する検査	一般信書便事業者
	特定信書便事業者であって、前回の新規事業者検査若しくは計画検査の結果又は自主点検報告の確認結果が適正でなかった者、前回の新規事業者検査、計画検査又は自主点検報告の実施日以後に法令違反の事実があった者等に対して実施する検査	特定信書便事業者
特別検査	過去の検査、行政処分の状況、重大事故の発生等を踏まえ、随時に実施する検査	一般信書便事業者 特定信書便事業者
自主点検報告	特定信書便事業者であって、前回の新規事業者検査若しくは計画検査の結果又は自主点検報告の確認結果が適正であった者が、計画検査の受検に替えて行う自主点検の結果報告	特定信書便事業者

[参照条文]

- ・ 信書便法 第37条 【P.53】
- ・ 施行規則 第41条・第42条 【P.70～71、P.98～101】

第6章 信書便法令以外の所要の手続

(1) 登録免許税の納付

信書便事業の許可を受けた場合には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定に基づき下記のとおり登録免許税を国に納める必要があります。（なお、登録免許税は許可を取得したときのみ納付するものであり、事業計画の変更の認可等を受けたときには納付する必要はありません。）

許可の種類	納付税額	納付期限
一般信書便事業	9万円	許可の日から1か月を経過する日まで
特定信書便事業	3万円	許可の日から1か月を経過する日まで

① 納付先

登録免許税は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条第1項の規定により、次のいずれかに納付することとされています。

- ・ 当該登録免許税に係る許可事務を行う本省内部部局の所在地若しくは各総合通信局又は沖縄総合通信事務所の所在地の所管税務署
- ・ 日本銀行（国税の収納を行う代理店（郵便局や主要銀行等が該当します。）を含む。）

② 当該納付に係る領収証書の提出先

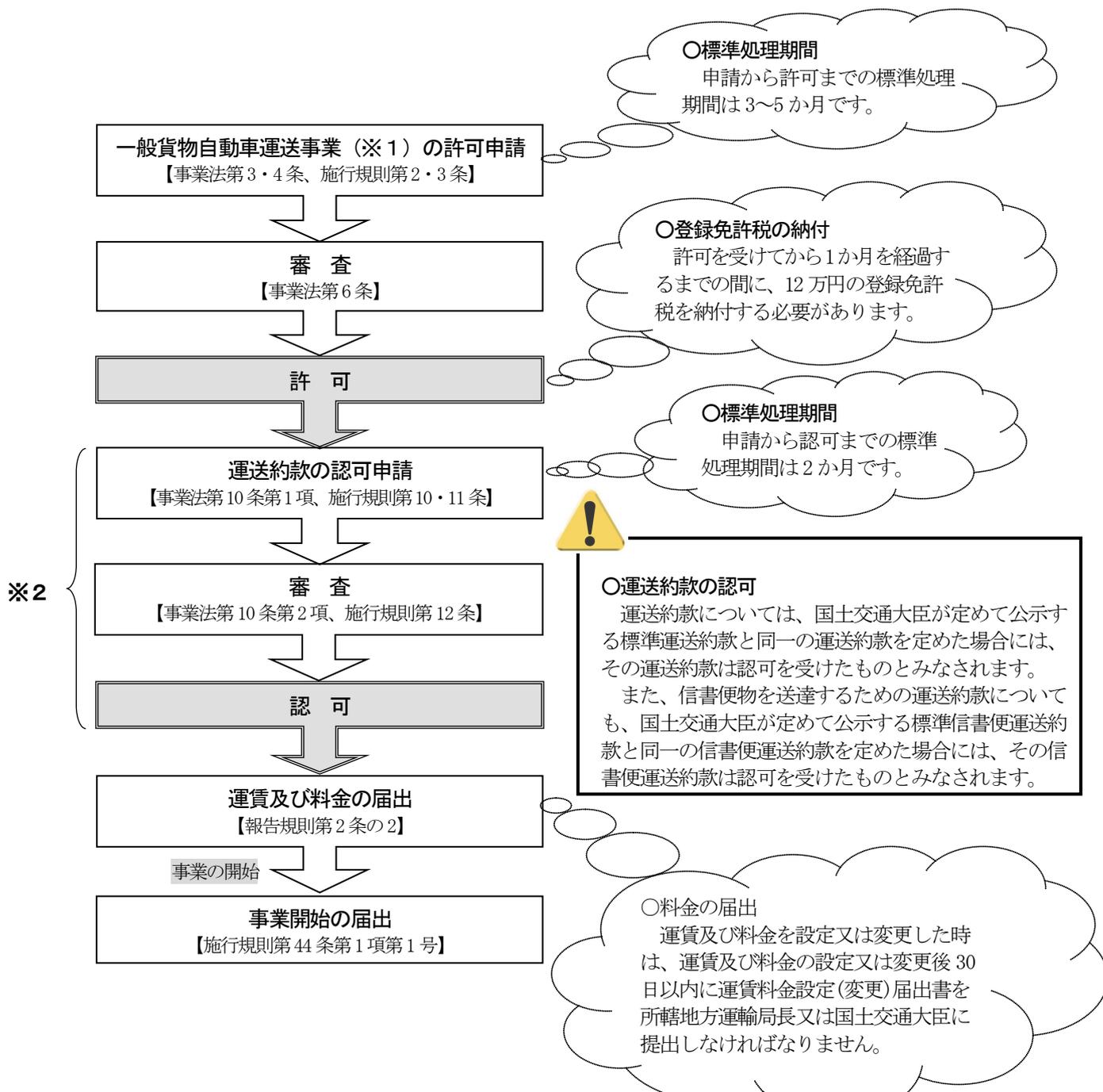
当該一般信書便事業の許可をした総務大臣又は特定信書便事業の許可をした総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）

(2) 貨物運送事業に関する諸手続

信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合について、信書便事業の開始までに国土交通大臣の許可その他の処分を要することがあります。

ここでは、自動車等を使用する場合の主な手続について簡単に紹介します。

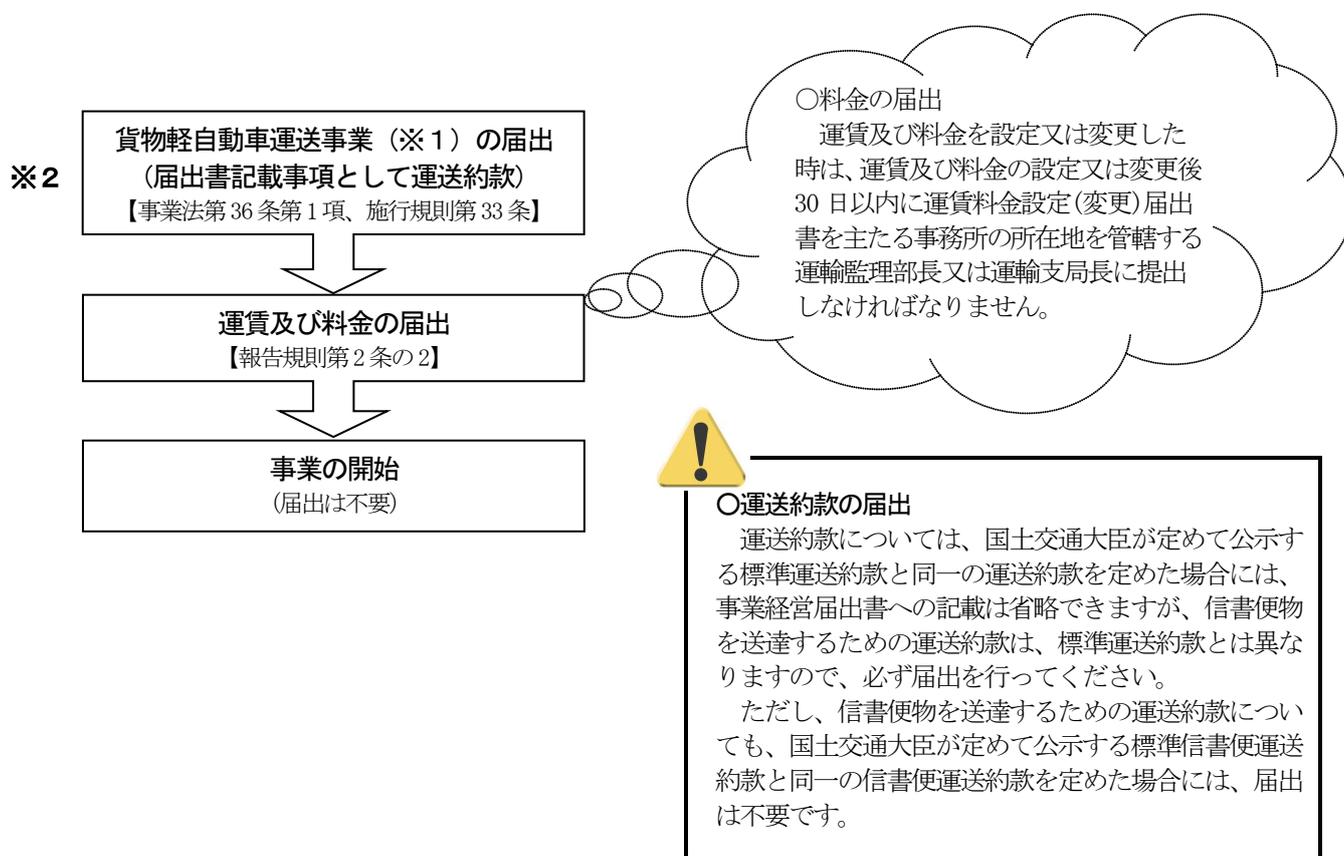
〈一般貨物自動車運送事業に関する手続〉



※1 他人の需要に応じ、有償で、自動車（3輪以上の軽自動車及び2輪の自動車を除きます。）を使用して貨物を運送する事業をいいます。

※2 既に一般貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、運送約款の設定（変更）認可申請を行います。

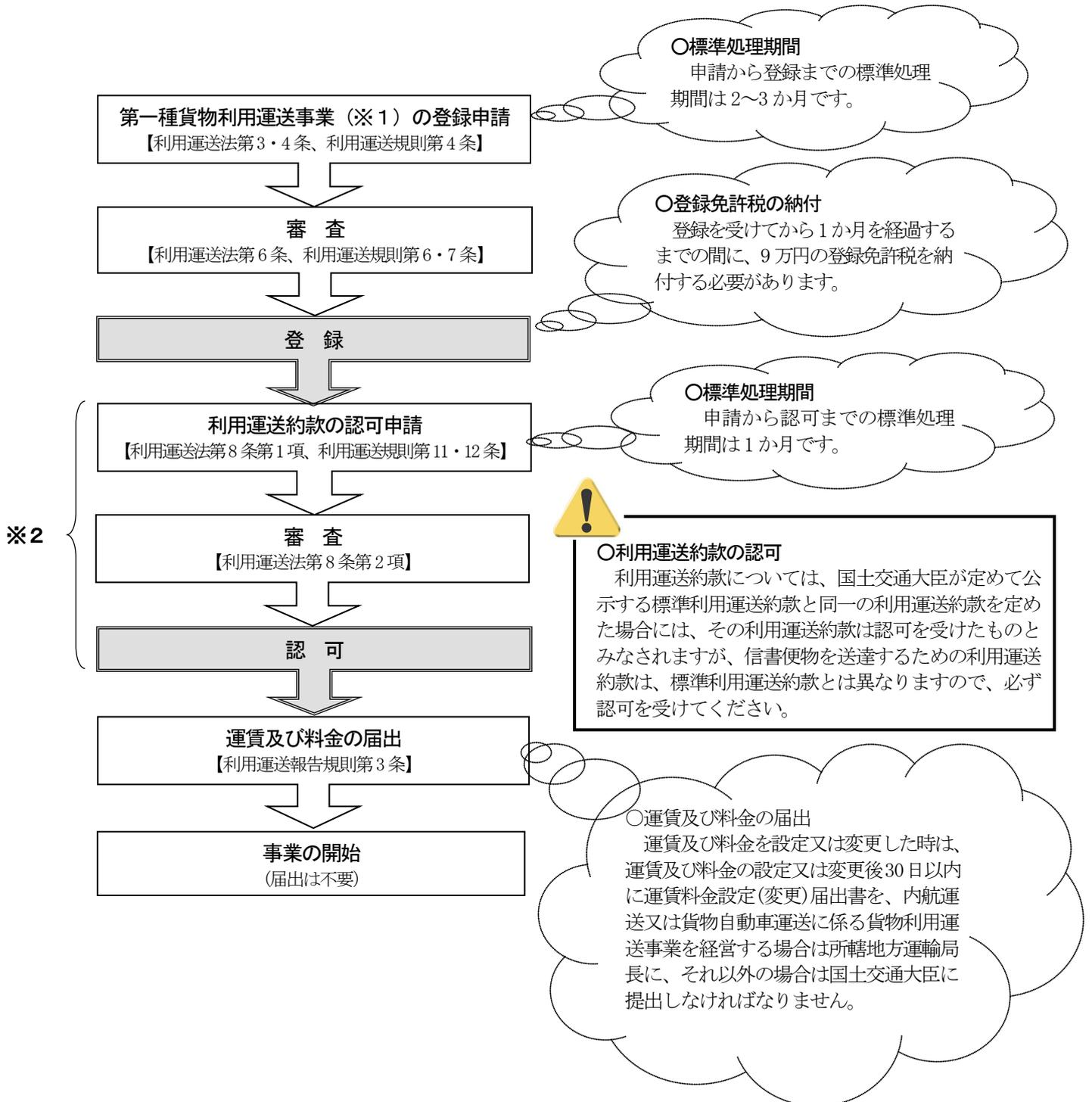
〈貨物軽自動車運送事業に関する手続〉



※1 他人の需要に応じ、有償で、自動車（3輪以上の軽自動車及び2輪の自動車（125CC超））を使用して貨物を運送する事業をいいます。

※2 既に貨物軽自動車運送事業の届出をしている場合は、運送約款の設定（変更）届出を行います。

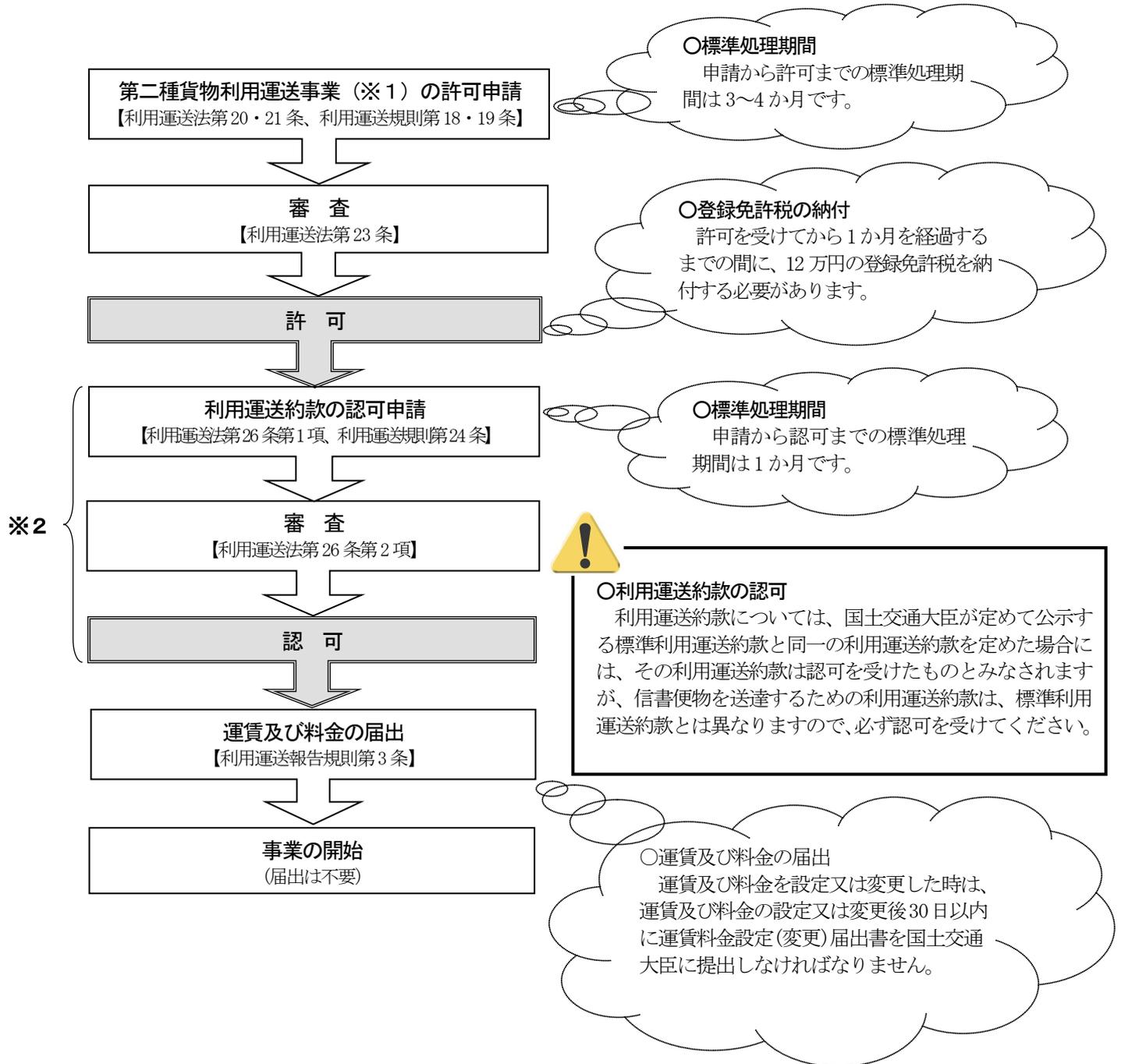
〈第一種貨物利用運送事業に関する手続〉



※1 他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業をいいます。

※2 既に第一種貨物利用運送事業の登録をしている場合は、利用運送約款の設定（変更）認可申請を行います。

〈第二種貨物利用運送事業に関する手続〉



※1 他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達とを併せて一貫して貨物の運送を行う事業をいいます。

※2 既に第二種貨物利用運送事業の許可を取得している場合は、利用運送約款の設定(変更)認可申請を行います。

第7章 その他

(1) 審議会への諮問

本法の規定に基づく事業許可等の行政処分や総務省令の制定・改廃については、公正な第三者の意見を聴いて慎重に行う必要があることから、審議会に諮問することとされています。

[審議会諮問事項]

① 以下の総務省令の制定改廃

- ・ 法第2条第4項第2号及び第7項第3号（定義）
- ・ 法第9条第2号（許可の基準）
- ・ 法第16条第2項第2号（料金）

② 以下の許認可

- ・ 法第6条（一般信書便事業の許可）
- ・ 法第12条第1項（事業計画の変更の認可）※
- ・ 法第17条第1項（一般信書便事業の信書便約款の設定・変更の認可）
- ・ 法第22条第1項（信書便管理規程の設定・変更の認可）※
- ・ 法第29条（特定信書便事業の許可）
- ・ 法第33条第1項（特定信書便事業の信書便約款の設定・変更の認可）
※法第34条において特定信書便事業者に準用する場合を含む。

③ 以下の不利益処分

- ・ 法第27条（事業改善の命令）※
- ・ 法第28条第1号（法令違反に対する許可の取消し）※
※：法第34条において特定信書便事業者に準用する場合を含む（ただし第27条第2号を除く）。

④ 標準信書便約款の制定改廃

- ・ 法第33条第3項（信書便約款）

(2) 罰則

信書便法には、信書便物を開く等の罪、信書の秘密を侵す罪、総務大臣の許可を受けずに事業計画を変更した者等、その他同法の規定に違反した者に対する罰則規定が設けられています。

特に、信書の秘密を侵す罪（第45条）については、信書便の業務に従事する者が業務上容易に信書の秘密を知りうる立場にあることから、一般人に対する刑罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い刑罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとされています。

[参照条文] 信書便法 第44条～第52条 【P.54～55】

(3) 個人情報の保護

コンピュータによる大量の個人情報の処理が本格化し、個人情報の保護を確立すると同時にその流通を確保することが要請される中、平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）が制定され、平成 17 年から全面施行されています。【P. 189】

この保護法等を受けて、特に信書便事業分野について、個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置についての指針として、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が平成 20 年 4 月から施行されています。【P. 210】

信書便事業者は、信書の秘密の保護や信書便管理規程に記載した顧客情報の管理の徹底に加え、保護法やガイドラインの趣旨を踏まえた個人情報の保護に適切に取り組む必要があります。

○ 個人情報の管理形態と適用されるルール

保護法及びガイドラインでは、事業者が保有する個人情報について、3つの管理形態ごとにルールを設けています。概要は、以下及び次ページの図のとおりです。

・ 「個人情報」 → “取得” と “利用” のルールの対象

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。）又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

「個人情報」には、その取得と利用についてのルールが定められています。

・ 「個人データ」 → “管理” と “提供” のルールの対象

個人情報データベース等（※）を構成する一つ一つの個人情報をいいます。

「個人データ」には、その管理と提供についてのルールが定められています。

※ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものや、コンピュータを用いなくても紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順）に従って整理・分類し、目次・索引などを付けて容易に検索できるようにしたもの。

・ 「保有個人データ」 → “本人の関与” のルールの対象

個人データのうち、個人情報取扱事業者（※）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいいます。（ただし、第三者（委託元等）から提供を受けたもので、開示、内容の訂正等を行う権限がないものなどは、含まれません。）

「保有個人データ」には、本人の関与についてのルールが定められています。

※ 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

(漏えい等が発生した場合の対応)

個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※は、①当該事態を知った後、速やかに、当該事態に関する以下の事項（報告時点で把握しているもの。速報）を、②当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が不正アクセスによる場合は 60 日以内）に、当該事態に関する以下の事項（確報）を、それぞれ総務省（一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所）に報告する必要があります。また、本人に対し、当該事態を知った後、当該事態の状況

に応じて速やかに、本人の権利利益の保護に必要な範囲で、以下の1. 2. 4. 5. 9. の事項とともに、当該事態が生じた旨を通知する必要があります。(保護法第26条、ガイドライン第14条)

※ 一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上(1,000件超)の個人データの漏えい等

【報告事項】

1. 概要、2. 個人データの項目、3. 本人の数、4. 原因、5. 二次被害の有無・内容、6. 本人への対応の実施状況、7. 公表の実施状況、8. 再発防止措置、9. その他参考事項

＜個人情報の管理形態と適用されるルール＞

※ () は保護法【P.189～209】の条項、《 》はガイドライン【P.210～227】の条項

